

熱海市地域公共交通計画作成支援業務委託特記仕様書

1. 業務目的

熱海市の将来都市像、地域公共交通を取り巻く現状、市民意見等を把握し、課題整理を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に従い、地域公共交通計画作成支援を行うことを目的とする。

2. 業務委託名称

熱海市地域公共交通計画作成支援業務委託

3. 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

4. 業務対象範囲

熱海市全域

5. 業務内容

(1) 取り巻く現状整理

- ・人口、施設の分布、観光客等による人口流動、公共交通の運行状況など市の基礎的な情報を整理する。
- ・市や県、国の関係する上位関連計画を整理し、公共交通に求められる役割を整理する。
- ・これまでの公共交通の利用実績を整理する。

(2) 市民、利用者アンケート調査

- ・市民および利用者を対象に、移動実態や公共交通の利用状況、今後の公共交通のあり方や要望などの意見を把握するためのアンケート調査を実施し、集計分析を行う。具体的な実施方法は業務開始後に協議の上、決定する。

※アンケート配布数 2,000 票、回収率 35%、700 票回収を想定する。

(3) 交通事業者ヒアリング

- ・委託者と協議し、調査項目を決定の上、交通事業者の公共交通サービスの市内の公共交通事業者（バス、タクシー、海上交通等）を対象に、事業の将来ビジョンや課題、利用者からの意見等を把握するためのヒアリングを実施する。

(4) 学識経験者を加えた策定ワーキングの実施

- ・地域公共交通計画の策定に係る、地域交通の課題抽出、基本方針、目標設定、事業の検討、評価体系の検討のためのワーキングを行う。実施に当たっては、熱海市地域公共交通活性化協議会事務局と熱海市地域公共交通活性化協議会の学識経験者の参加を想定し、回数は4回程度とする。

(5) 計画書骨子(案)の作成

- ・(1)～(4)の内容を踏まえ、地域公共交通計画書骨子(案)を作成する。

(6) 会議等の運営支援

- ・地域公共交通計画の策定に向け、法定協議会において課題や方針、取組み内容についての協議を実施するための運営支援(資料作成、出席及び必要に応じた説明、議事要旨の作成)を行う。
- ・法定協議会は契約後4回の開催とする。また、同日に行われる分科会も含むものとする。

(7) 打合せ協議

- ・業務を円滑に行うため、検討過程に応じて随時打合せを実施する。
- ・着手時1回、中間時1回、完了時1回の計3回を予定する。

(8) 業務報告書作成

- ・(1)～(7)の内容を整理し、業務報告書を作成する。
- ・成果品は以下のとおりとする。
 - ・業務報告書(簡易製本) 2部、CD-R 1部

(9) 業務に必要な書類

- ・業務委託着手時に次の関係書類を委託者に提出すること。
 - ①業務着手届
 - ②技術者等届
 - ③業務計画書
- ・業務委託完了時に次の関係書類を委託者に提出すること。
 - ②業務完了届
 - ②成果品

(10) 業務体制等

- ・受託者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、委託者の承認を受けること。また、業務の履行に当たっては、委託者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め委託者の承認を受けること。

6. 著作権の取扱い等

本委託契約の実施により生じるすべての著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ)については、無償で委託者に帰属するものとする。

受託者は、本委託業務にかかる著作人格権を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。

第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7. その他

- ・本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の

上、委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。

・学識経験者を加えた策定ワーキングの実施にかかる学識経験者の謝金・交通費は契約金額に含まれるものとする。

【スケジュール案】

想定スケジュール項目	日程
公共交通の現状整理、調査等	契約締結日から令和5年9月
課題整理、基本方針、目標の設定	令和5年10月から12月
学識経験を加えた策定ワーキングの実施	契約締結日から令和6年3月（4回程度の開催を想定）
計画書骨子（案）の作成	令和5年12月
協議会への支援	契約締結日から令和6年3月において開催する協議会（4回程度の開催を想定）